聖公會禱文
上

耶穌降世一千八百七十九年

聖公會禱文

明治十二年
英美宣教師著版

年々聖日表

降世	主日常字	現顯後主日數	大齋前第三主日	大齋首日	復活日	生禱主日	昇天日	聖靈降臨日	三位一体後主日數	降臨節第一主日
一千八百八十年	ニハ	二	一月廿五日	二月十一日	三月廿八日	五月二日	五月六日	五月十六日	二十六	十一月廿八日
一千八百八十一年	ロ	五	二月十三日	三月二日	四月十七日	五月廿二日	五月廿六日	六月五日	二十三	十一月廿七日
一千八百八十二年	イ	四	二月五日	二月廿二日	四月九日	五月十四日	五月十八日	五月廿八日	二十五	十二月三日
一千八百八十三年	ト	二	一月廿一日	二月七日	三月廿五日	四月廿九日	五月三日	五月十三日	二十七	十二月二日
一千八百八十四年	ヘホ	四	二月十日	二月廿七日	四月十三日	五月十八日	五月廿二日	六月一日	二十四	十一月三十日
一千八百八十五年	ニ	三	二月一日	二月十八日	四月五日	五月十日	五月十四日	五月廿四日	二十五	十一月廿九日
一千八百八十六年	ハ	六	二月廿一日	三月十日	四月廿五日	五月三十日	六月三日	六月十三日	二十二	十一月廿八日
一千八百八十七年	ロ	四	二月六日	二月廿三日	四月十日	五月十五日	五月十九日	五月廿九日	二十四	十一月廿七日
一千八百八十八年	イト	三	一月廿九日	二月十五日	四月一日	五月六日	五月十日	五月二十日	二十六	十二月二日
一千八百八十九年	ヘ	五	二月十七日	三月六日	四月廿一日	五月廿六日	五月三十日	六月九日	二十三	十二月一日
一千八百九十年	ホ	三	二月二日	二月十九日	四月六日	五月十一日	五月十五日	五月廿五日	二十五	十一月三十日
一千八百九十一年	ニ	二	一月廿五日	二月十一日	三月廿九日	五月二日	五月七日	五月十七日	二十六	十一月廿九日
一千八百九十二年	ハロ	五	二月十四日	三月二日	四月十七日	五月廿二日	五月廿六日	六月五日	二十二	十一月廿七日

目標

早禱文

早禱ノ初ニ、會師朗邑ニ、左ノ聖書ヲ、一節或ハ、數節ヲ讀ミ、次ニ、記セル文ヲ、云ベシ、

○ヱホバその聖殿に在ませり、世界の人其前に敬愼にをべし

哈巴谷書第二章二十節

○日の出る處より、日の没る處までの列國に於て、我名おほいならん、又何處にても、香と潔き獻物を、我が名に捧ぐべし、是我名、列國に於て、大なるべければなりと、萬軍のヱホバいひたまふ。

馬拉基第壹章十一節

○我巖よ我が贖主なるヱホバよ、我口之言心の思

常に主の聖意にかなはせ玉へ
詩篇第十九篇十四節

○悪人その犯せし悪事より、轉へり、法と義に順ひて行ふときは、必ずその霊魂を、救ひ活すべし。
以西結書第十八章二十七節

○我、己が咎を懺悔し、己が罪つみに我前にあり。
詩篇第五十一篇三節

○我罪に、主面を掩ひて、己が諸の咎を、消したまへ。
詩篇第五十一篇九節

○神の獻物は、碎たる心なり、悔み又碎たる心は。

○神必らず、卑め玉ハじ。
詩五十一篇十七節

汝等衣を裂で、其心を裂き、なんぢらの神なるヱホバに轉へれ、主ハ恵と憐ミ有て、怒ること遅く、また大なる愛みありて、災禍を憂ひ玉ふ故なり。
約耳書第二章十三節

○我等主に背き、我らの前に立玉ひし法を践ず、われらの神なるヱホバの聲に順はざれども、恩恵と罪の赦免ハ、我等の神なる主にあり。
但以理書第九章十節

○ヱホバよ、怒らずして裁判を以て、われを懲し

玉へ、然らざれバ、我亡びん。　耶利米書第十章二十四節

○天國ハ近し、悔改めよ。　馬太傳三章二節

○起て吾父に往ていはん、父よ己れ天と汝の前に、罪を犯しきが、汝の子と稱ふるに足ざる者なり。　路加傳十五章十八九節

○ヱホバよ、僕を裁判し玉ふこと勿れ、生る人主の前に、義とせらるべき者一人もあらざればなり。　詩百四十三篇二節

○若し我等、罪なしと云へバ、自ら欺きて、中に誠なし、我ら、其罪を懺悔せハ、神ハ信義ありて、我

等の罪を赦し、且諸の不義を、潔め玉ふべし。

約翰前書第一章八九節

愛しむ兄弟よ、我等多の罪を懺悔し、能はざる所なき神なる天の父の、永遠き憐みと恵によりて、罪の免赦を得んが為に、主の前に罪を隠すことなく、却て遜り悔み従ふ心を以て、懺悔すべき事を、聖書の内に屢すゝめたり、又神の前に遜りて、罪を懺悔するは、恒に我等の為べき事なれども、主の聖手より受し大なる恵を謝し、主の譽を云顯し、主の聖書を聴き、肉体と靈魂に就て、肝要な

る事を願ふ為に集る時ハ、格別に懺悔を為べき事なり、故に汝等、潔心と静なる聲にて、我と共に天の恵ある坐位に往て、次の如く、言ふことを勧む

會師、衆人、皆跪キ、全會衆、會師ニ従テ云ベキ懺悔文、

能ハざる所なく、最憐みある父よ、我等ハ迷へる羊の如く、父の道を離れ、おほく己が心の工夫と慾に従ひ、主の聖なる法を犯し、為べき事を為さず、為べからざる事を為せり、又我等心に善ある事なし、然ども、父よ我等の主キリストイエスに依て、世の人に示し玉ひし約の如く、苦き罪人な

る我等を憐み玉へ、其咎を懺悔する人を免し玉へ、悔る人を還らしめ玉へ、最憐みある父よ、願くは、聖なる名の榮光の為に、我等今より神を敬ひ、義を行ひ、身を脩て世を渡ることを、イエスキリストの為に、得させ玉へ　アーメン

衆人猶跪キ、「プレスブテロ」獨リ立テ、云顯スベキ、赦罪文

我等の主イエスキリストの父、全能の神は、罪人の死るを、好み玉はず、惡より轉へり、生る事を好み玉ひ、且その民悔る時は、罪の免赦を告示べき事を命令其權力を會師に與へ玉へり、主は真

に悔みて、聖なる福音を、偽りなく信ずる、揔ての人を免し玉ふ故に我等の今為こと、聖意に合ひて、此後行ひ潔く聖と就て、終に永遠き樂みを得んが為に、實に悔る心と、聖靈を與へ玉ハん事を、我等の主イエスキリストに因て、希がふべし

アーメン

爰及ヒ以下、禱リノ終毎ニ、衆人、アーメント、云ベシ

爰ニ於テ、會師跪キ、明ナル声ニテ、主禱文ヲ讀ハ、衆人モ跪キ、會師ニ從ヒテ、讀ベシ、但シ、何處ニテモ、主禱文ヲ讀時ハ、右ノゴトクスベシ、

天に在ます我等の父よ、願くハ聖名を聖ならし

め玉へ、聖國を臨らせ玉へ、聖旨の天に行はるゝ如く、地にも行れしめ玉へ、我等の日用の糧を今日も與へ玉へ、我らに罪を犯せる者を、我らの赦せる如く、我等の罪をも赦し玉へ、我らを試らるゝことに導き玉はず、却て惡より救ひ玉へ、國も權も、榮光も、世々に父の物なればなり　アーメン

會師云　主よ我等の口をひらき玉へ。

衆人云　我等主の譽を云顯すべし。

會師云　神よ、速に我等を救ひ玉へ。

衆人云　主よ、早く我等を助け玉へ。

會師云　衆人云

爰ニ於テ、
皆立べシ、
榮光（かゞやき）ハ、父（ちゝ）と子（こ）と聖靈（せいれい）ニ在（あら）ん事（こと）を願（ねが）ふ。
始（はじめ）ニありし今（いま）もあり、永遠（かぎりな）き世（よ）ニもある
如（ごと）く。　アーメン

會師云　衆人云

汝等（なんぢら）、主（しゆ）を讃美（ほめ）たてまつれ。
主（しゆ）の聖名（みな）を讃美（ほめ）奉（たてまつ）るべし。

爰ニ於テ、次ノ詩ヲ讀ミ、或ハ謡フべシ、
但シ、月ノ十九日ハ、コヽニ之ヲ用ヒズ、又
「」、以區畫セシ章ハ、
會師ノ、適宜タルべシ、

○詩九十五篇

○我等（われら）来（きた）りてエホバニ謡（うた）ひ、我等（われら）の救（すく）ひの磐（いは）ニ

○喜び號るべし。

○我等感謝を以て主の前に来り、謌を以て主に喜び號るべし。

○エホバは大なる神諸の神の上に大なる王なれバなり。

○地の深き主の手にあり、山の高き又主のものなり。

○海ハ主のもの、主の造しものにて、陸も又主の手にて制造玉へり。

○我等来りて伏拜ミ我らの造主なるエホバの

前に跪づくべし。

○主は我等の神なり我等は主に養るゝ民主の手の羊なればなり。

○「今日主の聲を聽ば、汝等の心を、メリバと野におるマサの日の如く、頑固にする勿れ。

○夫は其所にて、汝等の先祖我を試み、我をためし、我所行を見たり。

○我四十年の間其代の人を憂て曰く、彼等は心の迷ゝる民にして、我所行を知らず

○我怒りてわが安息に、入べからずと誓へり」

○榮光は父と子と聖靈に在ん事を願ふ。

○始めにありし今もあり永遠に世にも在る如く。

アーメン

受ニ於テ、定メシ如ク、詩篇ヲ讀ベシ、篇終ル毎ニ、榮光ノ章ヲ謡ヒ、或ハ云ヘシ、但シ數篇終リテ、後ニノミ、云モ可ナリ、

次ニ舊約ヨリ撰ミシ第一ノ日課ヲ朗ニ讀ムベシ次ニ讚美頌或ハ萬物頌ヲ讀ミ或ハ謡フベシ

日課ヲ讀ム前ニ會師何書何章何節ヲ始ムト云ベシ日課ヲ讀終リテ後第一或ハ第二ノ日課終リヌト云ベシ

○讚美頌

○神よ我等主を讃美奉り、神を主なりと、信認す。

○都て世界ハ限なく生る父を拝ミ奉る。

○諸の天使及び、天と都て其の中の權威ある者

主よ謡ひ。

○又「ケルビム」と、「セラピム」絶間なく謡ひて曰く、

○聖なる哉聖なる哉聖なる哉「サバヨ「」の神な

る主。

○主の、榮光ある威光天地ニ充り。

○榮光ある「アポストロ」、皆主を讃美奉る。

○榮譽ある預言者皆主を讃美たてまつる。

○貴き證人、皆主を讃美奉る。

○天下の聖公會皆主を信認す。

○夫れ無量威光ある父。

○敬ふべき、眞なる獨一の子。

○慰め主なる、聖靈。

○キリストよ、主は榮光ある王なり。

○主は、父の永遠く生る子なり。

○主は、人を救はんが為に人となる時、處女の胎内を厭ひ玉はず。

○主は、死の苦みに克て、都ての信徒の為に、天國

の門を、開き玉へり。

○主は、父の榮光の中に、神の右に坐し玉へり。

○主は、我等の審判主と成て、来り玉ふ叓を信ず。

○故に我等、寶血にて、贖ひ玉ひし、僕を助け玉はん叓を、主に祈り奉つる。

○我等を主の聖徒に列ねて、永遠き榮光を得させ玉へ。

○主よ、主の民を救ひ、主の世嗣を、恵み玉へ。

○彼等を治め、恒に彼らを、助け玉へ。

○我等日々に、主を崇め、たてまつる。

○我等、世の永遠く、恒に聖名を讃美奉る。

○主よ、今日我らを護りて、罪を犯すこと、勿らしめ玉へ。

○主よ、我等を憐み玉へ、我等を憐み玉へ。

○主よ我等は、主を頼めり、主我等を憐み玉へ。

○主よ、我は主を頼めり、我をして永遠く、耻なからしめ玉へ。

○萬物頌

○主の萬物よ、主を崇め、世々に、主を讃美、敬ひたてまつれ。

○天使よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉つれ。

○天よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉つれ。

○空の上の水よ、主を崇め世々、に主を讃美敬ひ奉れ。

○主の諸の權ひある者よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○日と月よ、主を崇め、世々、に主を讃美敬ひ奉れ。

○空の星よ、主を崇め世々、に主を讃美敬ひ奉れ。

○雨と露よ、主を崇め、世々、に主を讃美敬ひ奉れ。

○風よ、主を崇め、世々、に、主を讃美敬ひ奉れ。

○火と熱よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○冬と夏よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○露と霜よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○霰と寒さよ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○氷と雪よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○夜と晝よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○明と暗よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○電と雲よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。
○地球は主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉べし。
○山と岳よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○地球に生る萬の草木よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○源よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○海と河よ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○大魚と都て水に游ぐものよ、主を崇め、世々に主を讃美敬ひ奉れ。

○都て空を翔る鳥よ、主を崇め、世々に主を讃美、敬ひ奉れ。

○都ての野獣と畜類よ、主を崇め、世々に主を讃美、敬ひ奉れ。

○世の人よ、皆主を崇め、世々に主を讚美、敬ひたてまつれ。
○イスラエルの人よ、主を崇め、世々に主を讚美、敬ひ奉れ。
○主の祭司よ、主を崇め、世々に主を讚美、敬ひたてまつれ。
○主の僕よ、主を崇め、世々に主を讚美、敬ひ奉れ。
○義人の魂と心よ、主を崇め、世々に主を讚美敬ひ奉れ。
○心潔く遜れる者よ、主を崇め、世々に主を讚美、

敬ひ奉れ。

○榮光は、父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

○始にありし今もありて、永遠き世にも、在る如く。

アーメン

爰ニ於テ、第二ノ日課ヲ讀ベシ、讀終リテ、次ノ詩ノ、一篇ヲ讀ミ、或ハ謡フベシ、但シ日課ニ、路加傳ヲ讀トキハ、是処ニ用ヒズ、

○路加傳第一章六十八節

○主なるイスラエルの神は讚美べき哉、これ其民を眷顧て、贖ひをなし。

○我等の為に極救の角を、その僕ダビデの家に

立たまへバなり。

○古昔より、聖なる預言者の口を以て、云たまひし如し。

○則ち我等の敵、また諸て我等を悪む者の手より、極救ことなり。

○爰れ仁恵を我等に先祖に施し、又その聖なる約ひを、忘れ玉はず。

○我等の先祖、アブラハムに、立玉ひし處の、誓ひをおこなひ。

○我等を敵の手より救ひ、我らを生涯聖と義ふ

おいて怖れなく、主に服事しめんとなり。

○嬰兒よ、汝は至上者の、預言者と稱へられん、夫は汝、主にさきだちて往き、其路を備へんとすれバなり。

○神の深き憐憫により、其罪をゆるされて、救はれん事を、其民に示さん為なり。

○其ふかき憐憫によりて、旭日の光上より幽暗と、死の蔭に住る者を照し。

○我等の足を導きて、平易かなる路に到らせんとて臨めり。

○榮光ハ、父と子と聖靈に在ん事を願ふ。
○始にありし、今もあり、永遠き世にも、在如く。
アーメン

○詩百篇

○世界皆エホバに喜び號べり、喜びを以てエホバに事へ、歌を以て其前に来るべし。

○汝等エホバハ神なるを知るべし、主ハ我らを造り玉へり。

○我等自ら造しにあらじ、主の民、主に牧養る羊なり。

○感謝を以て主の門に入り、讃美を以て主の殿に昇り、主に謝し、聖名を讃美奉るべし。

○主は恩あり、主の憐み永遠く、その誠世々に、盡ざればなり。

○榮光は、父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

○始にありし今もあり、永遠き世にも、在る如く。

アーメン

爰ニ於テ、會師衆人、立テ「アポスト」信經ヲ、誦ヒ或ハ言ベシ、

「アポスト」信經

我は。天地の造主、能ざる所なき父なる神を信

を
我は。其獨子我らの主イエスキリスト、即ち聖靈によりて孕みし、處女マリアより生れ、ポンテヲピラトの時苦みを受け、十字架に釘られ、死して葬られ、陰府に下り、三日目に死人の中より復活、天に昇り、能はざる所なき父なる神の右に坐し、彼処より生る人と死せし人を、裁判せんが為に、来り玉ふ主を信ず。

我は聖靈を信ぞ。我は。普き聖公會聖徒の交接罪の赦免身体の復活永遠き命を信ぞ。アーメン

會師云　主の、汝等と共に在ますを願ふ。

衆人云　主の、汝の心と共に在ますを願ふ。

會師云　我等祈るべし。

爰ニ於テ、皆敬ヒ、跪クベシ

會師云　主よ憐みを、我等に顯はし玉へ。

衆人云　我等に救ひを、與へ玉へ。

會師云　主よ、皇帝を救ひ玉へ。

衆人云　我らの禱る時憐み聽きたまへ。

會師云　主よ、會師に義の衣を、着せ玉へ。

衆人云　主の選みし民を、樂しませ玉へ。

會云　師　主よ、主の民を救ひ玉へ。
衆云　人　主の世嗣を幸福し玉へ。
會云　師　主よ、我等の時代に太平を與へ玉へ。
衆云　人　神よ、主の外我らの為に戰ふ者非ざれば
なり。
會云　師　神よ、我等の心を潔め玉へ。
衆云　人　我等より聖靈を離れさせ、玉ふ勿れ。

次ニ、當日ノ祝文ヲ、讀ベシ、若シ聖餐式ヲ
用フル時ハ、當日ノ祝文ハ、此處ニ用ヒズ、

○平安禱文

親みを好き玉ふ、平安の元なる神よ。主を知るハ

是永遠き命なり、主に事るハ、是充分の自由なり。願ハくハ我等堅く主の守護を頼みて、何なる敵の力をも、恐れざる為に、総て敵の攻る時主の僕なる卑き我らを、イエスキリストの權威にて保護り玉へ。

アーメン

○惠禱文

我等を今晨まで、恙なく到らせ玉へる主我等の天の父、永遠く生る、全能の神よ大なる權ひを以て、今日も我らを保護玉へ。又我等罪に陥らず、何なる危き事にも遇ず、諸の行ひハ主の統轄にて

制定られ、常に主の前に義となる事を、我等の主イエスキリストの爲に得させ玉へアーメン

適宜ニヨリ、誦歌スベクハ、誦フベシ、次ニ左ノ六ツノ禱文ヲ讀ベシ、但シリタニーヲ、讀トキハ、其終リノ、三ツノミヲ用フ、

○爲君臣禱文

天の聖位より、地に住る萬民を、顧み玉ふ、最高く、大なる主、萬の王の王、萬の主の主なる、我等の天の父よ、恵を以て、我等の皇帝と官員を顧み幸福を玉はん事を、真實に希ひ奉る。又獨一の真神と、世の救主イエスキリストを信じ、恒に聖旨に

順ひて、主の道を歩む爲に、聖靈の恵を以て、其心に充しめ玉へ。又天の賜を彼等に與へ、健に昌に、命ながく、死して後、永遠き樂みと幸福を、イエスキリストに因て、得させ玉へ　アーメン

○爲會師及會衆禱文

諸の全き善き賜を與へ玉ふ、能はざる所なき、永遠く生る神よ。我等の「エピスコポ」會師及び領る所の會衆に、聖靈の恩を降し玉へ。又眞實に主の聖旨に適ふ爲に、彼等の上に恵の露を恒に澆ぎ玉へ。主よ、是等のことを、我等の代言仲保、イエス

キリストに譽の為に與へ玉へ。アーメン

○為天下衆人禱文

諸人の造主守主なる神よ都ての人に主の道を教へ、すべての國に主の救ひを知せ玉ふことを、禱りて希がひ奉る又自らキリストの門徒と稱する人は、真の道を歩き心を同じ睦じく交り、義を行ひ教を守らんが為に、聖靈を以て主の普き公會を導き治め玉はんことを、特に祈り奉る又總て心と身と生活の為に、患ひ惱さるゝ人を、父の恵みて、各その艱難に導ひて慰め助けられ、其苦

みを忍び、其諸の難の中より福ひに出る途を得させ玉ん事をイエスキリストに因て希がひ奉る。　アーメン

○謝恩文

諸て慈悲の父全能の神よ。都の恩と愛みを、我等と衆人に降し玉ふを、功しなき僕なる我ら實に謙りて、仰ぎ謝し奉る。主は我等を造り、我らを守り、総て此世の恵を授け、特に我等の主イエスキリストを以て、世を贖ひ玉へる、量なき愛みと、恵を受る法と、後の榮光の望の為に、謝し奉る。又我

等真の心ふて謝し、己の身を捧て主ふ事へ、命終る迄主の前ふ善と義を行ひ、只口のミふ非ず、其行ひふも、主の譽を顯す為に、主の都ての恵を尊み思ふ心を、與へ玉ハん事を、我等の主イエスキリストよ頼て、希ひ奉る。惣て貴と榮光ハ、世の永遠く、父と子と聖靈よ、在ん事を願ふ。

アーメン

○聖徒キリツストム禱文

全能の神よ今心を合せて、主よ願ふ恵を、我等ふ與へ、又両三人主の聖名よ頼て、集る時ハ、其願を

聴許ことを約し玉へり。願くハ最も益あるやうに、今我等の望と願を充しめて此世ニ主の道を知と、後の世ニ永遠き、命を得さセ玉へ。

アーメン

○哥林多人後書十三章十四節

我等ハ主イエスキリストの恩み。神の愛ミ。聖靈の交接。我等と共ニ永遠く在ん事を願ふ。

アーメン

早禱文終

晩禱文

晩禱ノ初ニ、會師朗邑ニ、左ノ聖書ヲ、一節或ハ數節ヲ讀ミ、次ニ、記セル文ヲ、云ベシ、

○エホバその聖殿に在ませり。世界の人、其前に敬愼に、をべし。

哈巴谷書第二章二十節

○日の出る處より、日の沒る處までの列國に於て、我名おほいならん。又何處にても、香と潔き獻物を、我名に捧ぐべし。是我名列國に於て、大なるべければなりと萬軍のエホバいひたまふ。

馬拉基第壹章十一節

○我巖よ、我贖主なるエホバよ。我口の言心の思、

常に主の聖意に、かなはさせ玉へ。

詩第十九篇十四節

○悪人その犯せし悪事より、轉へり、法と義に順ひて行ふときは、必ず、その霊魂を、まもり活すべし。

以西結書第十八章二十七節

○我はわが咎を懺悔し、わが罪つねに、我前にあり。

詩第五十一篇三節

○我罪に、主面を掩ひて、わが諸の咎を、消したまへ。

詩第五十一篇九節

○神の獻物は、碎たる心なり、悔み又碎たる心は、

○神必らず卑め玉ハじ　詩五十一篇十七節

汝等衣を裂で、其心を裂き、なんぢらの神なるエホバに轉へれ主ハ恵と憐み有て怒ること遅くまた大なる愛みありて、災禍を憂ひ玉ふ故なり。　約耳書第一章十三節

○我等主に背き、我らの前に立玉ひし法を践ぜ、われらの神なるエホバの聲に順ざれども恩恵と罪の赦免ハ、我等の神なる主にあり。　但以理書第九章九十節

○エホバよ、怒らずして裁判を以てわれを懲し

王へ。然らざれバ、我亡びん。 耶利米書第十章二十四節

○天國ハ近し悔改めよ。 馬太傳三章二節

○起て吾父よ往ていはん、父よ我天と汝の前に罪を犯したれバ、汝の子と稱ふるに足ざる者なり。 路加傳十五章十八十九節

○エホバよ、僕を裁判し玉ふこと勿れ、生る人、主の前に義とせらるべき者一人もあらざれはなり。 詩百四十三篇二節

○若し我等罪なしと云ハゞ自ら欺きて中に誠なし、我ら其罪を懺悔せバ、神ハ信義ありて、我

等の罪を赦し、且諸の不義を潔め玉ふべし。

約翰前書第一章八九節

愛しむ兄弟よ、我等多の罪を懺悔し、能はざる所なき神なる天の父の、永遠き憐みと恵によりて、罪の免赦を得んが為に、主の前に罪を匿すことなく、却て遜り、悔み従ふ心を以て、懺悔はすべき事を、聖書の内に屢すめたり。又神の前に遜りて、罪を懺悔するは、恒に我等の為べき事なれども、主の聖手より受し大なる恵を謝し、主の譽を云顯し、主の聖書を聽き、肉体と靈魂に就て、肝要な

る事を願ふ爲に、集る時は、格別に懺悔を爲べき事なり。故に汝等潔心と、靜なる聲にて、我と共に、天の恵ある坐位に往て、次の如く言んとを勸む。

會師衆人、皆跪キ、全會衆、會師ニ從テ、云ベキ懺悔文、

能ざる所なく、最憐みある父よ、我等は迷へる羊の如く、父の道を離れ、おほく己が心の工夫と慾に從ひ、主の聖なる法を犯し爲べき事を爲さず、爲べからざる事を爲せり。又我等心に善ある事なし。然ども、父よ、我等の主キリストイエスに依て、世の人に示し玉ひし約の如く苦き罪人な

る我等を、憐み玉へ、其咎を懺悔する人を、免し玉へ、悔る人を、還らしめ玉へ。最憐みある父よ。願くは、聖なる名の榮光の為に、我等今より神を敬ひ、義を行ひ、身を脩て、世を渡ることを、イエスキリストの為に得させ玉へ。　アーメン

衆人猶跪キ、司フレスブテル獨リ立テ、云顯スベキ赦罪文、

我等の主イエスキリストの父、全能の神は、罪人の死するを、好み玉はず、惡より轉へり、生る事を好み玉ひ、且その民悔る時は、罪の免赦を告示べき事を命令其權力を會師に與へ玉へり、主は真

に悔みて、聖なる福音を、偽りなく信ぜる、総ての人を免し玉ふ、故に我等の今為こと、聖意に合ひて、此後行ひ潔く聖と就て、終に永遠き楽みを得んが為に實に悔る心と聖靈を與へ玉わん事を、我等の主イエスキリストに因て、希がふべし

アーメン

爰及ビ以下、祷リノ終毎ニ、衆人、アーメント云ベシ、
爰ニ於テ、會師跪キ、明ナル声ニテ、主祷文ヲ讀ム、衆人モ跪キ、會師ニ從ヒテ、讀ベシ
但シ何處ニテモ、主祷文ヲ讀時ハ、右ノゴトクスベシ、

天に在ます我等の父よ願くハ聖名を聖ならし

め玉へ。聖國を臨らせ玉へ。聖旨の天に行はる、如く、地にも行はれ令玉へ。我等の日用の糧を今日も與へ玉へ。我らに罪を犯せ者を、我らの赦せ如く、我等の罪をも赦し玉へ。我らを試らる、ことに導き玉えず、却て惡より救ひ玉へ。國も權も榮光も、よ、世々に父の物なればなり。アーメン

云會師　主よ、我等の口をひらき玉へ。

云衆人　我等、主の譽を云顯すべし。

云會師　神よ、速に我等を救ひ玉へ。

云衆人　主よ、早く我等を助け玉へ。

爰ニ於テ、皆立ベシ、

會師云　榮光は父と子と聖靈に在ん事を願ふ

衆人云　始にありし、今もあり、永遠き世にも、ある如く。アーメン

會師云　汝等主を讃美たてまつれ。

衆人云　主の聖名讃美奉るべし。

爰ニ於テ、定メシ如ク、詩篇ヲ讀ベシ、篇終ル毎ニ、榮光ノ章ヲ謡ヒ、或ハ云ベシ、但シ、數篇終リテ後ニ、云モ可ナリ、

次ニ、舊約ヨリ撰ミシ、第一ノ日課ヲ讀ベシ、讀終リテ後、次ノ頌ヲ讀ミ、或ハ謡フベシ、但シ日課ニ、マリアノ頌ヲ讀ム時ハ、是処ニ用ヒズ

○聖なる處女マリアの頌　路加傳第一章四十六節

○我心主を崇め、我魂ハ我救主なる神を喜ぶ。

○是その使女の卑きをも眷顧玉ふが、故なり。

○今より後萬世までも我を福ひなる者と唱ふべし。

○夫權能を有玉へる者我に大なる事をなせり。

○其名ハ聖く、其憐ミハ世々かれを敬畏ものに及ばん。

○其臂の力を現し、心の驕れる者を散し玉へり。

○權柄ある者を位より黜し、卑賤者を陟玉へり。

○飢たる者を美食に飽せ、富る者を空く帰した
まへり。

○アブラハムと、其子孫を、永遠く憐む事を、忘れ
ずして、其僕イスラエルを、扶持玉へり。

○これ我等の先祖に、云ひ玉ひしが如くなり。

○栄光ハ、父と、子と、聖霊に在ん事を願ふ。

○始にありし、今もあり、永遠き世にも、在如く。

アーメン

○詩九十八篇 毎月十九日ニ、聖詩ヲ讀ムトキハ、爰ニ於テ、此詩ヲ用とべ、

○新しき歌をエホバに謡へ、主ハ奇しき特を為し玉

へバなり

○夫ハ、其右手その聖なる腕にて自ら助けたまへり。

○エホバ其救ひを示し、其義を、萬國の眼前にあらはし玉へり。

○主イスラエルの家の為に、其恩と實を忘れ玉はず、又世界の極の人、吾神の救ひを見たり。

○世界皆エホバに喜び號はり大なる聲にて喜び、喜び號はり、謳ひ奉るべし。

○琴を以て、エホバに謳ひ、琴と聲を以て主に謳

ひ奉るべし。

○喇叭と角笛を以て、ヱホバなる王の前に喜び號るべし。

○海と其中に充る物地と其上に住るもの、みな鳴り出べし。

○江河は、其手を叩き、山岳も共にヱホバの前に、喜び號るべし。

○主は世を裁判せんが爲に、來り玉へばなり。

○主は、義をもつて世界を裁判し、信を以て其民を裁判し玉ふべし。

○栄光は父と子と聖靈に在ん事を願ふ。

○始にありし、今もあり、永遠き世にも在如く。

アーメン

○詩九十二篇

○最高き主よ。善哉ヱホバに謝ゑ、主の聖名に謡ひ、

○朝には、主の恩を陳述夕には主の誠を語り。

○十絃の樂器と、琵琶及び琴の調子を以て謡ひ奉る。

○ヱホバよ、聖業にて我を、樂ませ玉へり我、主の手の所作を喜ぶべし。

○榮光は、父と子と、聖靈に在ん事を願ふ。

○始にありし、今もあり、永遠き世にも、在如く。

アーメン

爰ニ於テ、新約ヨリ撰ミシ、第二ノ日課ヲ讀ベシ、讀終リテ後、次ノ頌一ツヲ讃ミ、式ハ謡フベシ、但シ、日課ニコノ辞ヲ讀トキハ、コヽニ用ヒズ、

○シメオンの頌

○主今その所言に循ひて、僕を安然に、世をれ逝せ玉ふ

○我目すでに、萬民の前に設け玉ひし、救を見たり。

○これ異邦人を、照さん光なり、又主の民、イスラエルの榮なり。

○榮光ハ、父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

○始に在し、今もあり、永遠き世にも、ある如く。

アーメン

○詩六十七篇　毎月十二日、聖詩ヲ讀時ハ、爰ニ於テ、コノ詩ヲ用ヒズ、

○神よ、我等を憐みて幸福し、その顔を以て、我らを照し玉へ。

○これ主の道を世界に覺らせ、主の救ひを列國に知しめんが、爲なり。

○神よ、民は主に謝し、捴の民主に謝し奉るべし。

○列國喜び又樂み號はるべし、主は義を以て、捴の民を審き、世界の列國を導き玉へばなり。

○神よ、民は主に謝し、捴の民主に謝し奉るべし。

○地は物を生じたり、又神我らの神は我らを幸福し玉ふべし。

○神我等を幸福し、又世界の極皆主を畏るべし。

○榮光は父と子と聖靈に在ん事を願ふ。

○始に有し、今もあり、永遠き世にも在ごとく。

アーメン

○詩百三篇

○我霊魂よ、ヱホバを讃美我心よ、主の聖なる名を讃美奉れ。

○我霊魂よ、ヱホバを讃美奉れ、都て主の恩を、忘る、事勿れ。

○主は、都て汝の罪を赦し、諸の病を愈し。

○汝の命を、墓より救ひ、恵と憐みを以て、汝にかむらせ玉へり。

○主の言の聲を聽き、其命令を守る、權力ある天使よ、ヱホバを讃美奉れ。

○主の聖旨を行ふ主の僕なる、すべての軍勢よ、
エホバを讃美奉れ。

○都て主の管領たまふ所の、造られし物よ、みな
エホバを讃美我魂よ、エホバを讃美奉れ。

○榮光は、父と子と聖靈に在ん事を願ふ。

○始に有し今もあり、永遠き世にも、在ごとく。

アーメン

英ニ於テ、會師衆人立テ、「アポスト口」信經ヲ謡ヒ、或ハ念ベシ、

○「アポスト口」信經

我は天地の造主能はざる所なき父なる神を信

ぞ。
我れ其獨子我らの主イエスキリスト即ち聖靈によりて孕みし處女マリアより生れ、ポンテヲピラトの時苦ミを受け、十字架に釘られ、死して葬られ、陰府に下り、三日目に死人の中より復活天に昇り、能はざる所なき父なる神の右に坐し、彼処より生る人と、死せし人を裁判せんが為に、来り玉ふ主を信ず。
我れ聖靈を信ず。我れ普き聖公會聖徒の交接罪の赦免身体の復活永遠き命を信ず。アーメン

會師云　主の、汝等と共に在すを願ふ。

衆人云　主の、汝の心と共よ在さを願ふ。

會師云　我等祈るべし。

爰ニ於テ、皆敬ヒ、跪クベシ。

會師云　主よ、憐みを、我等に、顯れし玉へ。

衆人云　我等に、救ひを、與へ玉へ。

會師云　主よ、皇帝を、救ひ玉へ。

衆人云　我らの禱る時憐み聽きたまへ。

會師云　主よ、會師に、義の衣を、着せ玉へ。

衆人云　主の、選みし民を、樂しませ玉へ。

會師　主よ、主の民を救ひ玉へ。

衆人　主の世嗣を、幸福し玉へ。

會師　主よ、我等の時代は、太平を、與へ玉へ。

衆人　神よ、主の外、我らの為に戰ふ者、非ざればなり。

會師　神よ、我等の心を、潔め玉へ。

衆人　我等より、聖靈を、離れさせ、玉ふ勿れ。

爰ニ於テ、當日ノ祝文ヲ、讀ミ、

○平安禱文

諸て、聖き望と、善き志と、正き業の根元なる神よ、

我等かたく、主の詔は遵ふ、心を極め、敵を懼れざる守を、主より蒙りて、穏なる時を經るため、世の與へ得ざる、平安を、我等の主、イエスキリストの功績に因て、僕なる我等に與へ玉へ。

アーメン

○求佑文

主よ、我らの蒙昧を照し、又主の大なる、憐を以て、總て今晩の危難を、防ぎ玉はん事を、我等の救主、イエスキリスト主の獨子の、愛みに因て、希がひ奉る。

アーメン

適宜ニヨリ、誦歌
スベクハ、謡ベシ、

○為君臣禱文

天の聖位より、地に住る萬民を顧み玉ふ、最高く、大なる主萬の王の王萬の主の主なる、我等の天の父よ恵を以て、我等の皇帝と官員を顧み幸福し玉はん事を真實に希がひ奉る又獨一の真神と、世の救主イエスキリストを信じ、恒に聖旨に順ひて、主の道を歩む為に、聖靈の恵を以て、其心に充しめ玉へ、又天の賜を、彼等に與へ、健に昌ふ、命ながく、死して後永遠き樂みと幸福を、イエス

キリストに因て得させ玉へ。アーメン

○為會師及會衆禱文

諸の全く善き賜を與へ玉ふ、能はざる所なき、永遠く生る神よ、我等の「エピスコポ」會師及び領る所の會衆に、聖靈の恩を降らせ玉へ。又眞實に主の聖旨に適ふ爲に、彼等の上ま恵の露を恒に澆ぎ玉へ。主よ是等のことを、我等の代言仲保イエスキリストの譽の爲に與へたまへ。アーメン

○為天下衆人禱文

諸人の造主守主なる神よ、都ての人に、主の道を

教へ、すべての國に主の救ひを知せ玉ふことを謙りて希がひ奉る。又自らキリストの門徒と稱せる人ハ、真の道を歩み、心を同し睦じく交接義を行ひ、教を守らんが爲に、聖靈を以て、主の普き公會を、導き治め玉ハんことを、特に祈り奉る。又總て心と身と生活の爲に患ひ惱さるゝ人を、父の恵みて、各その艱難に適ひて、慰め助けられ、其苦ミを忍び其諸の難の中より、福ひに出る途を得させ玉ハんことを、イエスキリストに因て、希がひ奉る。

アーメン

○謝恩文

諸て慈悲の父、全能の神よ都の恩と愛みを、我等と衆人に降し玉ふを、功しなき僕なる我ら、實に謙りて仰ぎ謝し奉る主は我等を造り、我らを守り、總て此世の恵を授け、特に我等の主イエスキリストを以て世を贖ひ玉へる、量なき愛みと恵を受る法と、後の榮光の望の為に謝し奉る。又我等真の心にて謝し、已の身を捧て主に事へ、命終る迄主の前に善と義を行ひ、只口のみに非ず、其行ひにも、主の譽を顯す為に、主の都ての恵を尊

み思ふ心を、與へ玉はん事を、我等の主、イエスキリストに因て、希ひ奉る、總て貴と榮光は、世の永遠く、父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

アーメン

○聖徒キリソストム禱文

全能の神よ。今心を合せて、主に願ふ惠を、我等に與へ。又兩三人主の聖名に因て、集る時は、其願を聽許ことを、約し玉へり、願はくは最も益あるやうに、今我等の望と願を充しめて、此世に主の道を知と、後の世に、永遠き命を、得させ玉へ。

アーメン

○哥林多後書十三章十四節

我等の主イエスキリストの恩み。神の愛み。聖靈の交接我等と共ふ永遠く在ん事を願ふ。

アーメン

晩禱文終

リタニー 日曜、水曜、金曜ノ、三日ニ於テ、早禱終リテ、リタニー則一般ノ歎願ヲ謡ヒ、或ハ言フベシ、

會師云 天の父なる神よ、苦き罪人なる我等を憐ミ玉へ。

衆人云 天の父なる神よ、苦き罪人なる我等を憐ミ玉へ。

會師云 世の贖主子なる神よ、苦き罪人なる我等を、憐ミ玉へ。

衆人云 世の贖主子なる神よ、苦き罪人なる我等

を、憐ミ玉へ。

會師云　父と子より出る、聖靈なる神よ苦き罪人なる我等を、憐ミ玉へ。

衆人云　父と子より出る、聖靈なる神よ苦き罪人なる我等を、憐ミ玉へ。

會師云　讃美奉るべき、榮光ある聖なる三位一体の神よ苦き罪人なる我等を、憐ミ玉へ。

衆人云　讃美奉るべき、榮光ある聖なる三位一体の神よ苦き罪人なる我等を、憐ミ玉へ。

會師云　主よ、我等の咎、又先祖の咎をも覺玉ふ亊

なく、又我等の罪を罰し玉ふ事勿れ。主よ、寳血にて贖ひ玉ひし民を赦して世々我等に、怒り玉ふ事勿れ。

衆人云　主よ、我等を赦免たまへ。

會師云　都て悪事災難罪及び、悪魔の術計と、攻責、又主の怒りと限りなき罰より。

衆師云　主よ、我等を救ひ玉へ。

會師云　都て、暗心と、驕傲、自慢、偽善及び、嫉み悪み怨み、諸の無慈悲なる心より。

衆人云　主よ、我等を救ひ玉へ。

會師云　淫欲と、都て死に至る罪及び此世と肉と、惡魔の欺きより。

衆人云　主よ、我等を救ひ玉へ

會師云　雷電暴風疫病凶年又戰爭凶殺頓死より。

衆人云　主よ、我等を救ひ玉へ。

會師云　都て、徒黨密計謀反僞道異端分派と、頑固なる心志の聖言と詔を輕ずるより。

衆人云　主よ、我等を救ひ玉へ。

會師云　主の人間と就玉ひし、聖なる奧儀及び、聖なる誕生と割禮又「バプテズマ」、斷食試ら

れ玉ひし事にて。

衆人云　主よ我等を救ひ玉へ。

會師云　主の苦痛血の汗十字架の苦み實死と葬り又榮光ある復活と昇天及び聖靈の降臨にて。

衆人云　主よ我等を救ひ玉へ。

會師云　都て我等の災禍の時都て幸福の時まさく死しきる日と裁判の日に於て。

衆人云　主よ我等を救ひ玉へ。

會師云　主なる神よ罪人なる我等の願を聽納玉

へ、希くハ、普き聖公會を治め、正道に導き玉ふを。

衆人云　主よ、聽納れたまへ。

會師云　希くハ皇帝皇后皇族及び、諸の官員皆獨りの真神と、世の救主イエスキリストを信じ、義を行ひ信を守る為に、恩をあたへ、彼等を幸福し、保護玉ふを。

衆人云　主よ、聽納れたまへ。

會師云　希くハ都の「エピスコポ」、「プレスブテロ」、「デヤコン」を照して、實に主の道を悟る事を

得させ、又その教と行ひよて、是を弘め顯させ玉ふを。

衆人云　主よ、聴納たまへ。

會師云　希くハ、大臣參議及び、諸の官吏よ、才能智識を、與へ玉ふを。

衆人云　主よ、聴納たまへ。

會師云　希くハ、諸の裁判官を助け、彼等正義裁判し、真理を守る為ふ恩を與へ玉ふを。

衆人云　主よ、聴納たまへ。

會師云　希くハ、都て主の民を幸福し、保護玉ふを。

衆人云　主よ、聽納たまへ。

會師云　希くハ、萬國に和親と太平を與へ玉ふを。

衆人云　主よ、聽納たまへ。

會師云　希くハ、主を愛み敬畏勉て主の詔に順ふ心を、我等に與へ玉ふを。

衆人云　主よ、聽納たまへ。

會師云　希くハ、謙りて、主の道を聽き、潔き心にて、之を守り、聖靈の實を結ぶ為に、都て主の民に、恩を加へ玉ふを。

衆人云　主よ聽納たまへ。

會師云 希くハ、都て迷ひ又欺られたる人を眞道に導き玉ふを。

衆人云 主よ聽納たまへ。

會師云 希くハ、立る者を強め心の弱き者を保惠け顚倒たる者を起し、終に我等の足の下にサタンを碎き玉ふを。

衆人云 主よ聽納たまへ。

會師云 希くハ、危難と貧困と、災禍の中に居者を、盡く助け救ひ、慰め玉ふを、

衆人云 主よ、聽納たまへ。

會師云　神の子よ、我等の願を聽玉ふを希がひたてまつる。

衆人云　神の子よ、我等の願を聽玉ふを希がひたてまつる。

會師云　世人の罪を、除き玉ふ、神の小羔よ。

衆人云　主の平安を、我等に與へ玉へ。

會師云　世人の罪を、除き玉ふ、神の小羔よ。

衆人云　我等を憐み玉へ。

會師ノ意ニ隨ヒ、此ヨリ以下ノ文ヲ略シ、直ニ父ヨ憐ヲ以テ云云ノ文ヲ讀モ可ナリ

會師云　キリストよ、我等の願を聽たまへ。

衆云 人　キリストよ我等の願を聽たまへ。
會云 師　主よ、我等を憐み玉へ。
衆云 人　主よ、我等を憐み玉へ。
會云 師　キリストよ、我等を憐み玉へ。
衆云 人　キリストよ、我等を憐み玉へ。
會云 師　主よ、我等を憐み玉へ。
衆云 人　主よ、我等を憐み玉へ。

爰ニ於テ、會師衆人、共ニ主禱文ヲ、云ベシ、

天に在ます我等の父よ願くハ聖名を聖ならしめ玉へ聖國を臨らせ玉へ聖旨の天に行るゝ

如く地にも行れ令玉へ。我等の日用の糧を今日も與へ玉へ。我らに罪を犯す者を我らの赦す如く、我等の罪をも赦し玉へ。我らを試らることに導き玉はず、却て惡より救ひ玉へ。

アーメン

會師云　主よ我等は罪に從ひて、我等を遇ひ玉ふ事なかれ。

衆人云　我等の惡に從ひて、我等に報ひ玉ふことなかれ。

會師云　我等祈るべし。

悔る心の歎息と憂ふる人の望を卑め玉ハざる、憐みある父なる神よ都て我等苦みと災ひを受る時主の前ま為せ祈を憐み助け玉へ又主の僕なる我等何なる苦ゑても痛められず常ふ聖公會の中ふ於て主ふ謝し奉らんが為ふ恩を以て、惡魔と人の為す、惡き術計を去しめ玉はん事を我等の主イエスキリストふ因て、憐み聽玉へ。

衆人云 主よ、起て我等を助け、主の聖名の為ふ、我等を、救ひ玉へ。

會師云 神よ、我等の先祖の時又その古ふも、主の

衆人云　為し玉ひし、貴き業を、傳聞けり。

主よ、起て我等を助け、主の譽の為に、我等を救ひ玉へ。

會師云　榮光ハ父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

衆人云　始にありし、今もあり永遠き世にもあるごとく。アーメン

會師云　キリストよ、我等の敵を、防ぎ玉へ。

衆人云　恵を以て、我等の苦みを顧ミ玉へ。

會師云　憐ミを以て、我等の心の哀ミを顧ミ玉へ。

衆人云　慈悲を以て、主の民の罪を免し玉へ。

會師云　愛みを以て、我等の祈を、聴たまへ。

衆人云　ダビデの子よ、我等を憐み玉へ。

會師云　キリストよ、今も何時迄も、我等のいのりを、聴たまへ。

衆人云　キリストよ、恵を以て、我等の願を聴玉へ。
主なるキリストよ、恵を以て、我等の願を聴たまへ。

會師云　主よ、我等ハ恵を、授け玉へ。

衆人云　我等、主を頼むハ、仍てなり。

會師云　我等祈るべし。

父よ憐みを以て、我等の弱きを顧み、聖名の榮光の為に、都て我等の正しく受べき所の災害を禁ぎ玉へ。又主の譽と榮光の為に、我ら都て災ひの中に於て、主の恵を専ら頼み、常に聖なる行ひにて主に仕る事を得させ玉はん事を、獨一の代求仲保我等の主イエスキリストに因て希ひ奉る。

○謝恩文

諸て慈悲の父全能の神よ。都の恩と愛みを我等と衆人に降し玉ふを、功しなき僕なる我ら實に

謙りて、仰ぎ謝し奉る主は我等を造り、我らを守り、總て此世の恵を授け、特に我等の主イエスキリストを以て、世を贖ひ玉へる、量なき愛みと恵を受る法と、後の榮光の望の為に、謝し奉る又我等真の心にて謝し、己の身を棒て主に事へ、命終る迄主の前に善と義を行ひ、只口のみに非ず、其行ひにも、主の譽を顯す為に、主の都ての恵を、尊み思ふ心を、與へ玉へん事を我等の主イエスキリストに因て希ひ奉る。總て貴と榮光は、世の永遠く、父と子と聖靈に、在ん事を願ふ。

アーメン

○聖徒キリソストム禱文

全能の神よ。今心を合せて、主に願ふ恵を、我等に與へ。又兩三人主の聖名に頼て集る時ハ、其願を聽許ことを、約し玉へり。願ハくハ最も益あるやうに、今我等の望と願を充しめて、此世に主の道を知と、後の世に永遠き命を得させ玉へ。

アーメン

○哥林多人後書十三章十四節

我等の主イエスキリストの恩み。神の愛み。聖靈

の交接我等と共に、永遠く在ん事を願ふ。

アーメン

リタニー了